

第 7 回医療・介護ワーキング・グループ（平成 29 年 12 月 5 日）

「社会保険診療報酬支払基金に関する見直しについて」の追加質問

【質問 1】

調達仕様書について、第 7 回医療・介護ワーキング・グループの資料 1（以下、「資料 1」という。）の 2 ページ「1. 審査支払新システムの構築 ○新システムに係る調達仕様書の作成」に「調達仕様書の基本方針を取りまとめた。支払基金において年内に調達仕様書を作成し、年度末までにソフトウェアの開発事業者が決定するよう調達手続き等を進めていく。」と記載されている。

また、資料 1 の 5 ページ「支払基金改革の取組の体制について」に「支払基金の審査支払システムの構築に係る協議」の構成員が記載されている。

これらの新システム構築に向けた対応に関して、以下の（1）～（4）の内容を具体的にご回答ください。

- （1）調達仕様書の基本方針
- （2）新システムに係る投資対効果の試算（新システムの予算額及びシステム刷新後の事務コストの試算など）
- （3）支払基金において実施したシステム部門の体制強化取組
- （4）調達仕様書の基本方針・調達仕様書に関する内閣官房 IT 総合戦略室との連携状況（これまでと今後）

【質問 2】

コンピュータチェックルールについて、資料 1 の 2 ページ「2. 審査業務の効率化 ②コンピュータチェックルールの公開基準の策定」に「タスクフォースにおいて議論を行った」と記載されている。どのような公開基準案を検討されているのかご回答ください。

【質問 3】

本部審査の拡大について、資料 1 の 3 ページ「（2）より公平な審査の実現に向けた審査基準の統一化」に「②基金本部審査の拡大」と記載されている。これにより、審査委員会の審査対象レセプト全体の何割が本部審査になる想定かご回答ください。

【質問 4】

モデル事業について、資料 1 の 4 ページ「（3）支払基金の組織の在り方の見直し ①支部機能の集約化等に関するモデル事業の実施」に「①円滑な審査・支払業務の実施と両立できる集約化の在り方（集約可能な機能の範囲、集約化の方法等）を検証するため、平成 30 年度にモデル事業を実施する。」と記載されている。他方、資料 1 の 3 ページ「（1）審査プロセスの効率化・高度化の推進」に「①平成 30 年度前半にシステムの基本設計を終え、」と記載されている。

集約する支部機能の範囲や集約化の方法を決めずに新システムの基本設計が可能なのかご回答ください。可能であるとすれば、モデル事業は何のために実施するのか、その目的と必要性をご回答ください。また、モデル事業の結果が法整備にどのように影響するのかご回答ください。

【質問5】

法案提出の時期について、資料1の4ページ「(3) 支払基金の組織の在り方の見直し」に「平成31年の通常国会」と記載されているが、平成29年7月に公表された「支払基金業務効率化・高度化計画」(13ページ)においては「平成30年通常国会」と明記されている。法整備の時期が1年も後ろ倒しになった理由をご回答ください。

【質問6】

手数料体系について、資料1の4ページ「(4) その他①手数料体系の見直し」に「業務効率化によるコストダウンを図るとともに、今後の審査プロセスの見直し・新システムの導入による事務コストの軽減を踏まえた手数料の階層化について、具体化に向けた検討を行う。」と記載されている。どのような手数料体系の見直しをされる方針かご回答ください。

以上